

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（案）の骨子について

1 経緯

本県では、県内に生息・生育する希少野生動植物種（以下「希少種」という。）について、県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度等の既存制度の活用等により、保護に努めてきた。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する捕獲・採取等の規制がないこと、環境影響評価制度において小規模な事業は制度の対象とならないことなど、既存の取組みだけでは、希少種の保護の徹底が困難な状況にある。

このため、本県では、希少種の生息・生育状況調査を実施するとともに、専門家からの提言、福岡県環境審議会からの答申を踏まえ、希少種の保護に関する条例を制定し、希少種の保護の取組みを進めることとした。

2 条例（案）の骨子（概要）

- (1) 目的：県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少種の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承する。
- (2) 県の責務：野生動植物の状況を把握し、総合的な施策を策定・実施する。
- (3) 県民等の責務：希少種の保護に自ら努め、県や市町村の施策に協力する。
- (4) 指定種に係る規制：指定種の捕獲・所持・譲渡し等や、販売目的の陳列又は広告を禁止する。
※指定種：希少種のうち特に保護を図る必要があるとして条例に基づき指定するもの
- (5) 生息地等に係る規制：指定種の生息・生育環境の保護が特に必要な区域を指定し、許可や届出が必要な区域として規制する。
- (6) 保護回復事業：指定種の個体数維持、繁殖促進、生息・生育地の保全・再生のための事業について、計画を策定して実施する。
- (7) 外来種に関する施策：生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種を放つこと等を禁止する。
- (8) 罰則：捕獲・所持の禁止等の規定に違反した場合に、罰則を適用する。
(最高懲役1年以下又は100万円以下の罰金)
- (9) 所持の届出義務：条例適用前に捕獲・所持している指定種について、県への届出を義務付ける。

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例(案)の骨子

第1章 総則(第1-10条)

○目的

- ・ 県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種(以下「希少種」という。)の保護を図ることにより、
- ・ 生物多様性の確保
- ・ 人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承

○県の責務

- ・ 野生動植物種の状況の把握
- ・ 希少種の保護に関する施策の策定、実施
- ・ 事業者及び県民等に対する普及啓発

○事業者の責務

- ・ 事業活動に伴う希少種の生息・生育環境への負担の低減
- ・ 県、市町村が行う希少種保護の施策への協力

○県民等の責務

- ・ 希少種の保護
- ・ 県、市町村が行う希少種保護の施策への協力

- 県、事業者、県民等が開発を行う際の希少種への配慮
- 所有権その他の財産権の尊重
- 希少種保護基本方針の策定
- 指定希少野生動植物種(以下「指定種」という。)の指定等
- 指定種の指定の提案
県民・事業者・民間団体による指定種の指定の提案

※ 希少野生動植物種：次の①～⑤のいずれかに該当する野生動植物種のこと。①個体数が著しく少ない、②個体数が著しく減少しつつある、③生息・生育地が消滅しつつある、④生息・生育環境が悪化しつつある、⑤①～④以外で種の存続に支障を来す事情がある

※ 指定希少野生動植物種：希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるとして条例に基づき指定するもの

第2章及び第3章 指定種を保護するための規制

第2章 個体等の取扱いに関する規制

<第1節 個体等の所有者等の義務等(第11・12条)>

- 指定種の所有者等の義務
- 指定種の所有者等に対する助言・指導

<第2節 個体の捕獲等及び個体等の所持等の禁止(第13-22条)>

- 捕獲等の禁止
生きている指定種の捕獲・採取・殺傷・損傷の禁止
 - 捕獲等に係る許可(学術研究、繁殖等の目的)
 - 捕獲許可者に対する措置命令(飼養栽培施設の改善等)、許可の取消
 - 所持等の禁止
違法に捕獲等された指定種の所持・譲渡し・譲受け・引渡し・引取りの禁止
 - 違法所持への措置命令(県への指定種の譲渡)
 - 陳列又は広告の禁止
販売を目的に違法に捕獲等された指定種の陳列又は広告の禁止
 - 違法陳列又は広告への措置命令(陳列等の中止等)
 - 捕獲許可者に対する報告徴収及び立入検査
- ※ 陳列：店頭等に置くこと
広告：インターネット、雑誌等に掲載すること

第3章 生息地等の保護に関する規制

<第1節 土地の所有者等の義務等(第23・24条)>

- 土地利用に際しての希少種保護への配慮
- 土地の所有者等に対する助言・指導

<第2節 生息地等保護区(第25-32条)>

- 生息地等保護区(以下「保護区」という。)の指定(①)
指定種の生息環境の保護が必要な区域
 - 管理地区の指定(②)
①のうち特に保護の必要性が高く、区域内の行為について知事の許可が必要な区域
 - 立入制限地区の指定(③)
②のうち特に厳重な保護が必要であり、立入を禁止する区域
※ 土地所有者等の同意が必要
 - 監視地区の指定(④)
①のうち②以外の区域。区域内の行為について知事への届出が必要な区域
- イメージ図

●規制される行為の例(②)

 - ・ 建築物の新築・改築・増築
 - ・ 鉱物の採掘、土砂の採取
 - ・ 区域外からの指定種と同種個体の持込
 - ・ 木竹の伐採 等
- 保護区内での行為の実施方法に係る指示、違反者に対する措置(行為の中止、原状回復命令)
 - 保護区内での行為者に対する報告徴収及び立入検査
 - 保護区指定に係る立入調査
 - 保護区内での行為の不許可等に伴う損失の補償

第4章及び第5章 指定種を保護するための施策

第4章 保護回復事業(第33-38条)

※ 指定種の個体数維持、繁殖促進、生息・生育地の保全・再生のための事業

- 保護回復事業計画の策定
- 保護回復事業の実施、県以外の者が実施する場合の手続き(確認、認定)
- 指定種に係る規制(捕獲、譲渡し等の禁止)の適用除外
- 保護回復事業の廃止手続
- 事業実施に伴う土地への立入り
 - ・ 職員の立入及びその手続(事前通知)
 - ・ 土地所有者不明の際の立入の手続(県公報への登載、市町村の掲示板に掲示)
- 事業実施に伴う土地所有者への損失の補償

第5章 外来種に関する施策(第39-41条)

- 外来種を放つこと等の禁止
- 外来種からの指定種の保護
- 外来種に関する調査、研究及び情報提供

第6章及び第7章 推進体制等

第6章 推進体制の整備等(第42-47条)

- 総合的な施策の調整・推進体制の整備
- 知事権限の職員への委任
- 希少野生動植物種保護推進員の設置
- 国及び他の地方公共団体との連携
- 県民及び事業者等の自発的な活動の促進
- 調査、研究及び情報提供の実施

第7章 雑則(第48-50条)

- 国等が行う事業に対する規制(捕獲・譲渡し等の禁止)の適用除外
- 生息地等保護区における農林漁業等への配慮
- 規則への委任

第8章 罰則(第51-55条)

○ 1年以下懲役又は100万円以下の罰金

- ・ 捕獲等の禁止、所持等の禁止に違反した場合
- ・ 管理地区での無許可行為 等

○ 6月以下懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 捕獲許可、管理地区の行為許可の条件に違反した場合
- ・ 立入制限地区に立ち入った場合 等

○ 50万円以下の罰金

- ・ 陳列等の禁止に違反した場合
- ・ 監視地区において、未届出の行為をした場合 等

○ 30万円以下の罰金

- ・ 捕獲許可証等を携帯せずに捕獲等をした場合
- ・ 捕獲許可者に対する報告徴収・立入検査等を拒否した場合 等

○ 両罰規定

法人の業務による違反に対し、法人及び行為者の両者を処罰

附則

- 施行期日：第1章は公布の日から施行、第2章から第8章までは規則で定める日から施行(公布から9月を超えない範囲)
- 経過措置：指定日前に指定種の個体等を捕獲・採取し、所持している者の届出義務